



宮 崎 県 公 報

令和4年10月3日(月曜日) 第345号

発行 宮 崎 県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 44,400 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
○保安林の指定…………… (自然環境課) 1
○保安林の指定予定の通知 (7件) …… (") 1
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
公 告
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
○まあじに関する令和4管理年度における知事管 理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
○公共測量の実施の通知 (5件) …… (") 4
○落札者等の公告…………… 5

告 示

宮崎県告示第 647号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-14	映画	パーフェクト・キス 濡らしてプレイバック	吉行組 <オーピー映画>	令和4年9 月21日
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 648号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字大戸野7007-6、7007-12、7030-109、7030-113から7030-116まで、7030-121から7030-124まで、7030-131、7030-132、7030-135、7030-136、7030-138、7030-142、7030-143
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 649号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字屋敷内山7957-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 650号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字躑躅谷山91
91-1、9191-2

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 651号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字小迫山 749
-1、749-21から 749-23まで

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 652号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字白瀬山9580
-1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 653号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字ツグキ山
9743-1（次の図に示す部分に限る。）、9743-13

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 654号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字堀切山9038
-1

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 655号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字惣下山8197-2
2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 656号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 10 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下顔 2920番6地 先から同郡 同町同大字 同字2920番 6地先まで	旧	14.5～ 16.1	15.7
				新	14.5～ 39.2	15.7

宮崎県告示第 657号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 10 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下顔 2920番6地 先から同郡 同町同大字 同字2920番 6地先まで	令和 4 年 10 月 3 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高城東水陸土地改良区（都城市）から令和 4 年 4 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、まあじに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 4 年 9 月 5 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まあじに関する令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	3,101トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 4 年 10 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-4)第3723号	(有)向井工務店	向井 勇次	宮崎県都城市梅北町 1 1294-1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年8月26日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第7923号	日高建築	日高 誠二	宮崎県日南市大字下方 559-1	一般	建築工事業、大工工事業	令和4年8月22日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第 12885号	大幸産業	加地 正幸	宮崎県宮崎市清武町今泉甲3828-48	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和4年8月30日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第1141号	岩下建設(有)	岩下 益士	宮崎県日南市鉄肥2-6-34	一般	土木工事業	令和4年8月18日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第1476号	旭開発(株)	黒木 豊幸	宮崎県日向市向江町 1-200	一般	とび・土工工事業、しゅんせつ工事業	令和4年8月23日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第7065号	(有)日吉産業	月岡 秀一	宮崎県日向市大字財光寺2795	一般	建築工事業、大工工事業、防水工事業、内装仕上工事業、解体工事業	令和4年8月19日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 10284号	みやび技工(有)	徳留 真純	宮崎県都城市乙房町30 26	一般	土木工事業	令和4年8月19日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第 12648号	(株)エム・ケー・ジー	坂本 政善	宮崎県西都市中央町 2-8 エクセル・シオール 605号	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和4年8月10日付けで廃業した旨の届け	令和4年8月10日(一部廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業期間
令和4年9月1日から令和4年12月8日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）

- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業期間
令和4年9月12日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市大字細野
- 3 作業期間
令和4年9月12日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量 (路線測量)
- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町大字東麓
- 3 作業期間
令和4年9月15日から令和5年3月31日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量 (空中写真測量)
- 2 作業地域
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内
- 3 作業期間
令和4年9月15日から令和5年3月25日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る件名
I Cカード運転免許証更新自動受付機の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店
長 齋藤 義弘 福岡県福岡市中央区天神1丁目10番20号
- 5 落札金額
61,050,000円 (消費税込)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和4年7月28日

--	--